

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に関する経費について（令和3年度決算）

平成26年4月1日より、消費税率（国・地方）が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策経費に要する経費に充てるものとされています。

令和3年度一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 51,434 千円

【歳出】 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 746,837 千円

（単位：千円）

区 分		令和3年度 決 算 額	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国・道 支出金	その他	社会保障 財源化分	その他
社 会 福 祉	社 会 福 祉 費	22,365	1,843	0	2,601	17,921
	高 齢 者 福 祉 費	50,025	192	5,856	5,573	38,404
	障 害 者 福 祉 費	192,133	136,694	0	7,026	48,413
	児 童 福 祉 費	189,512	117,098	9,000	8,036	55,378
	小 計	454,035	255,827	14,856	23,236	160,116
社 会 保 険	国 民 健 康 保 険 事 業	34,806	19,386	0	1,954	13,466
	介 護 保 険 事 業	107,060	7,341	0	12,637	87,082
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	89,575	17,102	0	9,184	63,289
	小 計	231,441	43,829	0	23,776	163,836
保 健 衛 生	保 健 衛 生 費	61,361	4,610	21,852	4,423	30,476
	小 計	61,361	4,610	21,852	4,423	30,476
合 計		746,837	304,266	36,708	51,434	354,429

※各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。